事　務　連　絡
令和４年３月１日

会　員　各　位

（公社）秋田県トラック協会

安全運転管理者の選任義務について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和４年４月１日より道路交通法施行規則改正に伴い、安全運転管理者が選任されている事業所においては、その業務が順次拡充されることとなります。今回、安全運転管理者の選任義務について問合せがありましたので、下記のとおり周知いたします。

貨物自動車運送事業者には、基本的に安全運転管理者の選任義務は発生しません（道路交通法第７４条の３第１項による）。一方ですでに安全運転管理者の選任を行っている事業所につきましては関係先へお問合せいただき、今後の対応等をご確認ください。

なお、選任の有無に関わらず、自動車の使用者は業務に関する車両の運転者に対し、道路交通法に基づく安全な運転を遵守させるよう努めなければなりません。今後とも、交通・輸送の安全確保に努めていただきますようお願い申し上げます。

謹白

≪参照≫
・安全運転管理者についてのお問合せ先
　秋田県警察　交通部　交通企画課　電話 018-863-1111（代表）

・道路交通法第７４条の３第１項
「自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運送事業を経営するものを除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者を除く。以下この条において同じ）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。」